2019年4月1日から、働き方改革関連法が順次適用されています

❶ 年5日の年次有給休暇の取得が義務化されています
❷ 時間外労働の上限規制が導入されています
❸ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています

働き方改革を進めるポイント!

point 1 経営トップの本気が重要!
トップが自らの言葉で強力に意思表示を行うことが重要です。

point 2 社員が主人公!
社員が納得して取り組むことが出来るかが重要です。

point 3 業務の棚卸、見直しを!
まずは現状の「働き方」を理解し、業務の棚卸など基本的なことから始めましょう。

point 4 担当者を置くとスピードアップ!
担当者を通じて取り組みを推進させることが重要です。

point 5 積極的なコミュニケーション!
会議の開催や社員へのアンケート、インタビューも効果的です。

テレワークを進めるポイント!

point 1 現状の整理、目的設定!
自社内で対象となる業務･部門は何か?
そこで働く人の働き方についてなど、経営と現場がひとつになってその組織に
相応しいテレワークについて議論し、導入目的を明確にすることが重要です。

point 2 環境の検討･整備!
テレワークを行うには、それを支えるICT環境の整備も重要です。
指示や報告をはじめ、会議への参加を可能にするツールや
資料の電子化とその取り扱いについても検討してみましょう。

point 3 トライアルを通じて、課題・効果を把握しましょう!
期間や対象を決めてテレワークにトライしてみましょう。
対象者や社内の関係者からもヒアリングし、トライアルによる効果や
課題などを確認し、テレワーク定着につなげていきましょう。

【お申込み･お問い合わせ】
千葉県「働き方改革」推進事業 事務局（株式会社パソナ内）
TEL **043-238-9865** E-mail : chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

令和３年度 千葉県「働き方改革」推進事業
（本事業は千葉県より株式会社パソナが運営を受託しています）

無料

千葉県内中小企業の 働き方改革を応援します!

オンラインによる支援可

1 働き方改革アドバイザーの派遣

長時間労働の是正　生産性向上　人材の定着･確保

2 テレワーク専門家の派遣･トライアル支援

在宅勤務　モバイルワーク　多様な働き方

【お申込み･お問い合わせ】
千葉県「働き方改革」推進事業 事務局（株式会社パソナ内）
TEL **043-238-9865** E-mail : chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

1 働き方改革アドバイザーの派遣

働き方改革関連法への対応や生産性の向上など、働き方改革にお悩みのある中小企業等に対し、社会保険労務士・中小企業診断士・経営コンサルタント等の「働き方改革アドバイザー」を派遣し、企業にあった働き方改革の取組を支援します。

【ご利用対象・定員】 千葉県内の中小企業・事業者　20社程度

無料
1社5回まで派遣可能

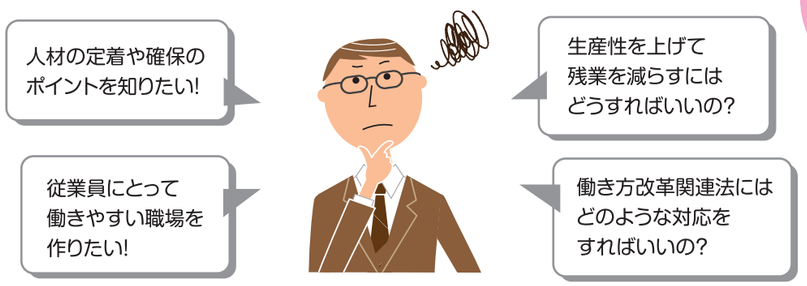

働き方改革アドバイザーの派遣による支援の流れ

お申込み ▶ 運営事務局によるヒアリング ▶ 働き方改革アドバイザーの決定 ▶ 派遣実施（5回まで）**現状分析→課題整理→施策提示** ▶ 働き方改革の実現

働き方改革アドバイザーによる支援事例

農業（アドバイザー：中小企業診断士）

支援前の状況	• 同一労働同一賃金について、具体的に何をすべきか理解したい • 法令に則った対応を行いたい
アドバイザーの助言内容	• 正社員とパート社員の待遇と勤務形態の違いを洗い出した • 雇用形態それぞれの待遇と責任範囲や期待値について、リスト化して共通点・相違点を明確化した
成　果	• 正社員のみ対象としていた手当てをフルタイムパート社員にも支給することとした • パート社員の交通費を正社員と同等へと変更した

2 テレワーク専門家の派遣・トライアル支援

新たにテレワーク導入を希望する、もしくは、テレワーク導入後に課題が生じている中小企業等を対象に、テレワーク導入に必要なシステムの検討や業務の洗い出し、労務管理、情報セキュリティ対策などについてアドバイスを行う専門家を派遣し、テレワークの社内試行を支援します。

【ご利用対象・定員】 千葉県内の中小企業・事業者のうち、新規にテレワークの導入を希望する企業等 20社
（ただし、導入済みだが運用に課題があり、活用されていない企業等もご利用いただけます。）

無料
1社3回+2回まで派遣可能

【支援内容】

- 専門家派遣（テレワークの専門家3回、労務管理の専門家2回、計5回まで）
- テレワークの社内試行に必要なツール等の貸出

テレワーク導入支援・トライアル支援の流れ

お申込み ▶ 運営事務局によるヒアリング ▶ 派遣1回目 課題の把握・検討 ▶ 派遣2回目 対応策提示 ▶ 企業内でのトライアル ▶ 派遣3回目 効果検証・フォロー ▶ テレワーク導入・運用

社会保険労務士による
テレワーク導入に係る労務管理の支援（2回まで）

- 派遣に加えて、支援期間中はオンライン・メールなどによる相談も可能です。
- テレワークトライアルの開始時期は各企業により異なります。
- トライアルで使用するツール等は必要に応じて貸出します。支援期間終了後、撤去及びサービス終了等を行います。

両支援における留意事項

- 本事業における「中小企業・事業者」とは、原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、その他同程度の民間企業、社団法人、財団法人等法人格を有するものとなります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や「3密」を回避するなどの感染防止対策にご協力をお願いします。相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣先企業と相談の上、派遣に代えてオンラインによる支援を行うことも可能です。
- 募集企業は予定社数になり次第、終了とさせていただきます。
- 派遣終了後、派遣結果報告書（A4 1枚程度）を提出していただきます。
- 実施結果について、県の広報にご協力いただく場合があります。（企業情報は厳守いたします）
- 企業規模、地域、業種等に偏りがある場合、調整させていただくことがあります。
- 両支援の併用はできません。